

# 景品表示法および健康増進法による健康食品の虚偽誇大表示等の禁止について

健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような健康増進法上の虚偽誇大表示や景品表示法上の優良誤認表示に該当する宣伝等は、禁止の対象となります。

## ○ 食品表示を規制する主な関係法令

規制内容	法律	備考
基本的事項（品名、原材料名、原産国、栄養機能表示など）の表示規制 【特定の表示事項を義務付け又は禁止】	・食品表示法	・容器包装を対象 ・食品表示基準の策定 ・機能性表示食品の規定
医薬品的な効能効果に係る表示規制（保健機能食品を除く） 【特定の表現を禁止】	・医薬品医療機器等法（旧薬事法）	・容器包装および広告を対象 ・医薬品の範囲に関する基準
健康保持増進効果に係る表示の規制 優良誤認、虚偽・誇大広告の規制 【虚偽誇大広告を禁止】	・景品表示法（優良誤認広告） ・健康増進法（虚偽誇大広告） ・食品衛生法	・容器包装および広告を対象 ・特定保健用食品の規定（健康増進法第26条）

## ○ 景品表示法および健康増進法で禁止される表示

### ▶ 優良誤認表示（景品表示法第5条第1号）

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、**実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示**であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

### ▶ 誇大表示（健康増進法第31条第1項）

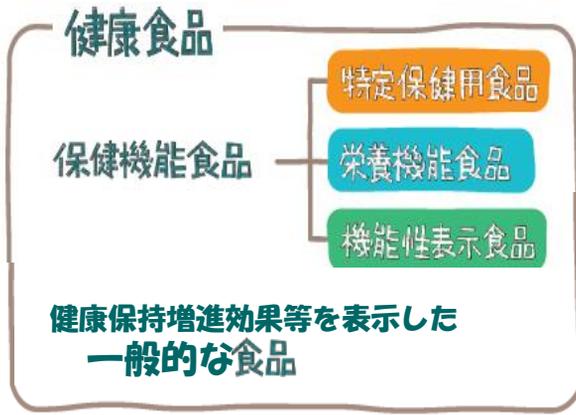
何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「**健康保持増進効果等**」という。）について、**著しく事実に相違する表示**をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。



## ○ 虚偽誇大表示の規制対象となる「健康食品」の定義

健康増進法に定める健康保持増進効果等を表示して食品として販売に供する物

いわゆる“健康食品”とイメージされるものだけでなく、健康保持増進効果等を表示するあらゆる食品が対象になります



**特定保健用食品**…個別に有効性および安全性等に関する国の審査を受け、特定の保健の目的が期待できる表示を許可又は承認された食品

**栄養機能食品**…特定の栄養成分を含むものとして国が定める基準に従い当該栄養成分の機能を表示する食品（国への許可申請や届け出の必要なし）

**機能性表示食品**…機能性関与成分によって特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示する食品（消費者庁へ届出）

## ○ 景品表示法及び健康増進法上の「表示」とは

顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示

〔表示例〕

- チラシ、パンフレット、カタログ
- 容器、パッケージ、ラベル
- ダイレクトメール、ファクシミリ広告
- ディスプレイ（陳列）、実演販売
- 新聞、雑誌、出版物、テレビ、ラジオCM
- セールストーク（訪問・電話）
- ポスター、看板
- インターネット上の広告、メール



特定の文言や表現等を一律に禁止するものではなく、その適用は表示全体の訴求内容により判断されます



## ○ 規制の対象となる者

健康増進法の規制の対象となる者

景品表示法の規制の対象となる者



# ○「健康の保持増進の効果等」とは

健康状態の改善又は維持を目的とした「健康の保持増進の効果」と「内閣府令で定める事項」に分類され、暗示的又は間接的に表現するものも含む

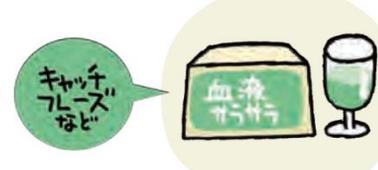
## 1健康の保持増進の効果



## 2内閣府令で定める事項



## 3暗示的又は間接的に表示するもの



## 1 健康の保持増進の効果

医薬品・保健機能食品でなければ、健康の保持増進効果等を表示することはできません

- 1 疾病の治療又は予防を目的とする効果** …医薬品の効能効果に相当  
「糖尿脳、高血圧、動脈硬化の人に」「虫歯にならない」「インフルエンザ予防」「生活習慣病予防」「末期がんが治る」「アレルギー症状を緩和する」
- 2 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果** …医薬品の効能効果に相当  
「疲労回復」「老化防止」「集中力を高める」「脂肪燃焼を促進」「疾病に対する自然治癒力を増強する」
- 3 特定の保健の用途に適する旨の効果** …保健機能食品としての許可や届出が必要
  - ①容易に測定可能な体調の指標の維持に適する又は改善に役立つ旨
  - ②身体の生理機能、組織機能の良好な維持に適する又は改善に役立つ旨
  - ③身体の状態を本人が自覚でき、一時的であって継続的、慢性的でない
  - ④体調の変化の改善に役立つ旨「本品はおなかの調子を整えます」「この製品は、血圧が高めの方に適する」「食後の血中中性脂肪の上昇を抑える」「〇〇には食事の脂肪や糖分の吸収を抑える機能があることが報告されています」
- 4 栄養成分の効果** …食品表示基準に従った表示が必要  
「カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です」

## 2 内閣府で定める事項

表示をするためには、自社で確認した根拠が必要です



- 1 含有する食品又は成分の量**  
「大豆が〇〇g含まれている」「カルシウム〇〇mg配合」
- 2 特定の食品又は成分を含有する旨**  
「プロポリス含有」「〇〇抽出エキスを使用しています」
- 3 熱量（カロリー、エネルギー）**  
「カロリー〇%オフ」「エネルギー 0 kcal」
- 4 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果**  
「美肌、美白効果が得られます」「皮膚にうるおいを与えます」

### 3 健康の保持増進等を暗示的または間接的に表現するもの

「健康保持増進効果等」を暗示的又は間接的に表現するものであっても、「健康保持増進効果等」についての表示に当たります

#### 1 名称又はキャッチフレーズにより表示するもの

「ほね元気」「血糖降下茶」「血液サラサラ」「快便食品（特許大〇〇号）」

#### 2 含有成分の表示及び説明により表示するもの

「〇〇（成分名）は不飽和脂肪酸の一種で血液をサラサラにします」

#### 3 起源、由来等の説明により表示するもの

「〇〇は昔から肥満を防止し、消化を助けるといわれている」

#### 4 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話やアンケート結果、学説、体験談などを引用または掲載することにより表示するもの

「〇〇県、△△歳『××を3か月間食べ続けたら9kg痩せました』」

#### 5 医療・薬事・栄養等、国民の健康の増進に関連する事務を所掌する行政機関（外国政府機関を含む。）や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの

「××国政府認可〇〇食品」「〇〇研究所推薦〇〇食品」

### ○違反となる広告例

詳細は、消費者庁「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」等をご確認ください。

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/160630premiums\\_9.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_9.pdf)

消費者庁 健康食品 留意事項



ご相談いただく際には、事前に消費者庁の関係通知をご覧くださいませようお願いします。

#### このチラシに関する問い合わせ先（健康増進法担当）

- ・ 福井健康福祉センター TEL0776-36-1116
- ・ 丹南健康福祉センター（鯖江）TEL0778-51-0034
- ・ 坂井健康福祉センター TEL0776-73-0600
- ・ " (武生) TEL0778-22-4135
- ・ 奥越健康福祉センター TEL0779-66-2076
- ・ 二州健康福祉センター TEL0770-22-3747
- ・ 若狭健康福祉センター TEL0770-52-1300